

受講料等の返還について

受講料払い込み後に受講を辞退した場合、原則として、受講料、教材費、保険料等は返還しません。ただし、やむを得ない事情と認める場合に限り、受講料を返還します。

【やむを得ない事情と認める場合】

次の各号のいずれかに該当し、かつ、学校長等の証明を添えた返還請求書を提出した場合に限り、受講料を返還します。

- ① 学校行事等の真にやむを得ない場合
- ② 身内（3親等の血族まで）の不幸など突発的な事情による場合
- ③ 悪天候や自然災害等の影響により受講が困難となった場合
- ④ その他、講習開設者（大学）がやむを得ない事情と認める場合

【受講料の返還額】

下表の左欄に掲げる受講辞退の申し出の時期に応じ、同表の右欄に掲げる額を返還します。

受講辞退申し出の時期	返還額
講習開始日以降（無届の欠席を含む）	返還しない
講習開始日の前日から起算してさかのぼり、当該日から7日目にあたる日までの期間に辞退する場合	受講料の50%
講習開始日の前日から起算してさかのぼり、8日目にあたる日から30日までの期間に辞退する場合	受講料の70%
講習開始日の前日から起算してさかのぼり、31日目にあたる日以前に辞退する場合	受講料の全額

※ 受講料の返還に係る口座振込手数料等については、受講者の負担とし、上表に掲げる返還額から当該手数料等の額を差し引いて返還します。

【受講辞退の申し出】

受講辞退の申し出は、書面（郵送、FAX、メール等）により受け付け、書面の受領日又は受信日を申し出の日とします。

【受講料返還の請求方法等】

次の書類（所定様式）に必要な事項を記入の上、郵送又は持参（受講辞退申し出の日から14日以内必着）により提出してください。

- ① 受講辞退届・返還請求書
- ② 銀行振込請求書

講習開設者側の都合により開講中止とした場合は、受講者からの返還請求の有無にかかわらず、納付された受講料、教材費、保険料等の全額を返還します。